

登録識別情報制度について

制度の概要

リース自動車、所有権留保付き自動車など所有者と使用者の異なる自動車は、所有者の氏名又は名称、住所の変更や合併などが行われ、所有者が変更登録又は移転登録をする際、使用者は同時に自動車検査証を提出して自動車検査証の所有者欄の記載事項変更を申請する必要があります。

このため、自動車の所有者だけに変更があるのに、多数の使用者の方に手続きの必要が生じておりましたが、今回の制度改正で、自動車の所有者が希望した場合には、『登録識別情報』が通知されることにより、新規登録、変更登録、移転登録の際に交付する自動車検査証の所有者欄を削除することで、使用者の自動車検査証の記載変更申請を不要とすることが出来るようになりました。

通知された『登録識別情報』は、次の変更登録(所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみ)、移転登録の際、所有者が国に提供することで、所有者からの申請であることをさらに確認することができる制度です。

制度の対象となる自動車

所有者と使用者が異なる自動車であって、『登録識別情報』の通知を希望する所有者の自動車が対象となります。

(所有者と使用者が同じ自動車や所有者と使用者が異なる場合であっても所有者が『登録識別情報』の通知を希望しない場合は、本制度の対象外のため、自動車検査証の様式に変更はありません。)

なお、一時抹消登録については、全ての所有者に『登録識別情報』を通知します。

登録識別情報の通知方法

新規登録、変更登録、移転登録に係る『登録識別情報』は、国が運営する『登録識別情報通知提供サービス』にインターネットを利用してアクセスすることにより通知を受けます。

また、一時抹消登録に係る『登録識別情報』は、『登録識別情報等通知書』(書面)により通知します。

登録識別情報の提供方法

通知を受けた『登録識別情報』は、次の変更登録(所有者の氏名又は名称若しくは住所を変更する場合があります。)、移転登録の際、『登録識別情報通知提供サービス』にアクセスすることにより国に提供します。また、OCRシート(申請書)に記入することにより提供することも可能です。

なお、『登録識別情報』が通知されている自動車については、『登録識別情報』を提供しなければ次の登録はできません。

また、中古新規登録の際には、『登録識別情報等通知書』を国に提出することにより提供します。

自動車検査証の備考欄の所有者情報について

『登録識別情報』を通知中の自動車が、記載変更を伴わない変更登録、移転登録により所有者の氏名又は名称若しくは住所が変更された場合、その後の継続検査、構造等変更検査、自動車検査証再交付、自動車検査標章再交付、記載変更(使用者の氏名又は名称等)、変更登録(所有者の氏名又は名称若しくは住所以外の変更)、番号変更が申請された際に交付される自動車検査証の備考欄には、最新の所有者情報が表示されます。

制度開始前に登録された自動車の取扱いについて

平成20年11月3日までに登録された所有者と使用者が異なる自動車についても、所有者が『登録識別情報』の通知を希望した場合、その後に行われる継続検査、自動車検査証再交付などの際に、所有者欄を削除した自動車検査証が交付されます。